平成２８年（フ）第６６号
大阪府枚方市長尾元町６丁目21番29―102号、申立時の住所高知市河ノ瀬町178番地１ハッピネス裕204号
債務者　吉田　勇希
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０８号
高知市春野町弘岡上341番地　武村方
債務者　松澤瑛理香
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３９号
さいたま市南区曲本１丁目10番12―303号
債務者　濱田　修一
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区９棟302号
債務者　山内二三男
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７３号
埼玉県久喜市南栗橋２丁目６番地15
債務者　大久保清光
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７４号
埼玉県久喜市南栗橋２丁目６番地15
債務者　大久保幸枝
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
埼玉県吉川市平沼１丁目６番地10　ツインハウス吉川110
債務者　田村　正彦
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
埼玉県草加市谷塚仲町403番地27　浅見コーポ102号
債務者　藤原　広宣
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
埼玉県比企郡小川町大字青山897番地９
債務者　磯崎　喜人
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４４号
埼玉県児玉郡美里町大字猪俣2234番地１
債務者　上田　勝江
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1285番地１
債務者　新井　敏夫
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
埼玉県秩父市中村町３丁目７番18号
債務者　加藤　勝正
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上830番地
債務者　黒瀬　栄子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平896番地１
債務者　伊集　君江（旧姓玉城）
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５９７号
大阪市東住吉区桑津４丁目１番21―905号
債務者　髙洲謙太郎
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３５号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目８番31号
債務者　山岡　亮太
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２８号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―609号
債務者　李澤由美子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部